主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、弁護人小林 直人、同六川常夫の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であ つて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年一二号二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	i t	公	田	_	郎
裁判官	· /	λ	江	俊	郎
裁判官	i <del>l</del>	툿	部	謹	吾
裁判官	i ä	Ħ	田		誠